

消費者庁政策調整課長
黒田岳士 様

「タンニングマシン利用上の安全基準」策定のお知らせ

平成 22 年 12 月 15 日
日本セーフティ・タンニング協会(JSTA)
理事長 沼尾 隆

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は、格別のご高配、ご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会では、東京都が作成されました「日焼けマシンの安全な利用に関する調査」の内容と、消費者庁の平成22年6月22日付け News Release「日焼けマシンの使用に伴う危害の防止について」を受けまして、広く利用者の方々に、より安全にタンニングマシンを利用していただくために、外部の有識者の方々による検討会を設置して、新たな安全基準の策定について、9月から論議を重ねてまいりました。

このたび、検討会でまとめられた基準案を受け、当協会の理事会におきまして、既存の安全基準を再構築した「タンニングマシン利用上の安全基準」を策定しましたので、ご報告させていただきます。

新基準は、ご利用できない方の範囲、利用に当たっての注意事項等を分かりやすいものに見直すとともに、機器の照射の強度と利用時間の目安を設定するなど、特に初めての利用者の方でも安心してご利用いただけるよう配慮したものとしております。

また、この基準は、広く利用者の方々にお知らせするとともに、当協会の加盟店舗だけでなく、協会に加盟していない事業者の方々にもお知らせし、この安全基準に基づき、利用者の安全・安心に配慮した事業を行っていただくよう積極的に働きかけていきたいと考えております。

当協会は、今後とも、利用者の方々に信頼される事業の構築に向けて、努力を続けてまいります。